

介護支援サービス利用料金表

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は、**利用者の自己負担はありません**。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいっただんお支払い下さい。

1.基本料金

居宅介護支援費（Ⅰ）

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3・4・5
取扱い件数40件未満	居宅介護支援費 i 1076単位/月	居宅介護支援費 i 1398単位/月
取扱い件数40件以上60件未満	居宅介護支援費 ii 539単位/月	居宅介護支援費 ii 698単位/月
取扱い件数60件以上	居宅介護支援費 iii 323単位/月	居宅介護支援費 iii 418単位/月

居宅介護支援費（Ⅱ）

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3・4・5
取扱い件数45件未満	居宅介護支援費 i 1076単位/月	居宅介護支援費 i 1398単位/月
取扱い件数45件以上60件未満	居宅介護支援費 ii 522単位/月	居宅介護支援費 ii 677単位/月
取扱い件数60件以上	居宅介護支援費 iii 313単位/月	居宅介護支援費 iii 406単位/月

- ※ 居宅介護支援費（Ⅱ）：情報通信機器（人工知能関連技術含む）の活用または事務職員の配置を行っている場合に算定します。
- ※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業所に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より200単位に10.21を乗じた費用を減額することとなります。

2.加算

初回加算		300単位/月	
通院時情報連携加算		50単位/月	
入院時情報連携加算	(Ⅰ)	200単位/月	
	(Ⅱ)	100単位/月	
退院・退所加算	カフアルソ参加あり	連携1回	600単位
		連携2回	750単位
		連携3回	900単位
	カフアルソ参加なし	連携1回	450単位
	連携2回	600単位	
特定事業所加算	特定事業所加算（Ⅰ）	505単位/月	
	特定事業所加算（Ⅱ）	407単位/月	
	特定事業所加算（Ⅲ）	309単位/月	
	特定事業所加算（A）	100単位/月	
	特定事業所医療介護連携加算	125単位/月	
ターミナルケアサポート加算		400単位/月	
緊急時等居宅カフアルソ加算	1月に2回限度	200単位/回	

※1単位10円を基本として、居住する地域により実際に支払う金額は異なります。

高松市は7級地となり、基本料金、加算単位数に10.21円を乗じた金額になります。